

教育資金一括贈与専用普通預金「おかやましんきん」みらい“

2025年4月1日現在

1. 商品名	・教育資金一括贈与専用普通預金「おかやましんきん」みらい“ ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
2. 販売対象	・直系尊属（祖父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人のお客様 ただし、贈与日の属する年の前年の所得金額が1,000万円を超える場合は非課税措置の適用を受けられません。 ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関で専用口座の開設はできません。
3. 取扱期間	・2013年7月8日～2026年3月31日
4. 預入 (1) 預入期間 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位	(1) 預入日から、以下に該当する日のうち最も早い日までとなり、預入期間終了後、本口座はご解約いただきます（通常の預金口座として引き続きご利用いただくことはできません）。 ①受贈者（預金者）が30歳になられた日 ただし30歳到達時に学校等在学か教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講中の場合は40歳まで延長できます。 ②受贈者（預金者）がお亡くなりになった日 ③教育資金管理契約により預入された金額が全て払い出され、受贈者（預金者）と当金庫間の合意により、契約が終了した日 (2) 随時預入 ※2ヵ月以内に直系尊属から贈与された金銭をお預け入れいただきます。 ※預入時（追加時も含みます）には、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当金庫にご提出いただきます。 ※預入は取扱期間内に限られますので、取扱期間終了後の預入（追加時も含みます）はできません。 ※贈与契約に基づくもの以外の金銭の預入はできません。 (3) 100万円以上1,500万円以下 (4) 1円単位
5. 払戻方法	・原則として受贈者（預金者）の教育資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金が教育資金としてご利用されたことを確認するため、学校等からの領収書等をご提出いただきます。なお、領収書等のご提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	(1) 普通預金の店頭表示金利を適用します（金融情勢に応じて変更します）。 (2) 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日にこの預金に組み入れます。 (3) 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として、毎日の適用金利による日割計算とします。
7. 税金	・お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優をご利用の場合に除きます）。 ※2037年12月31日までの間に支払われるお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	・口座開設手数料 1口座 110,000円（税込み）
9. 付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・原則として中途解約はできません。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表、当金庫ホームページまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：086-223-7682）にお申し出ください。 紛争解決措置 岡山弁護士会岡山仲裁センター（電話：086-223-4401）等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用をご希望されるお客様は、当金庫の営業日に上記お客様相談室にお申し出ください。
13. その他参考となる事項	・本商品は教育資金管理契約締結のため、普通預金規定の特約として「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」を付しておりますので、必ず内容をご確認、ご理解ください。 ・受贈者（預金者）が未成年である場合には、法定代理人（親権者）にお手続きいただきます。 ・贈与者がお亡くなりになられた場合、受贈者（預金者）様は、その事実が分かる書類および贈与者の相続税の課税価格の合計額を確認するための書類を速やかに当金庫に提出してください。 ・キャッシュカードの発行はいたしません。入出金は営業店窓口でのお手続きになります。 ・本口座からの自動振替によるお支払いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によりお1人あたり元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます。） ・租税特別措置法に基づく商品であり、税制等の改定に伴い取扱いが変更になる可能性があります。教育資金非課税措置の詳細および最新の情報は文部科学省もしくは国税庁のホームページをご確認ください。

※本書面は信用金庫法施行規則第102条第1項第4号に定める書面です。